平成２５年（フ）第１９０８号
愛知県日進市岩藤町平子78番地27
破産者　太田有利沙
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０２６号
愛知県春日井市花長町２丁目２番地４　Ｃａｓａ　Ｍａｉ103号
破産者　塚本　正美
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０３７号
名古屋市緑区久方３丁目15番地の１　ハッピーバレイ302号
破産者　川島　圭一
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０６２号
愛知県春日井市惣中町２丁目95番地　クレール山王102号
破産者　深江美紀子
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０７５号
名古屋市中村区沖田町381番地　橋本マンション４階
破産者　岡本　美子
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１３７号
名古屋市天白区中平５丁目1205番地　グランドハイツ原Ｂ棟105号室、開始決定時の住所名古屋市千種区高見２丁目４番14号
破産者　島﨑　一善
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２３７号
名古屋市南区呼続１丁目14番21号
破産者　新谷千賀子
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１７１号
大阪府守口市寺方元町１丁目５番12号、前住所大阪府守口市南寺方東通３丁目６番１号
破産者　河嵜　穂積
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２７３号
大阪市西区西本町２丁目５番23―1003号、開始決定時大阪市西区立売堀５丁目７番９―203号
破産者　河嶋　英彰
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２８２号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番29―1115号
破産者　川本　新三
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３３３号
大阪府東大阪市横小路町４丁目８番14―6113号
破産者　大越　悟
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３３４号
大阪府東大阪市横小路町４丁目８番14―6113号
破産者　大越美智子（旧姓脇）
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３３５号
大阪市西成区天下茶屋東１丁目12番19号　いこい荘
破産者　西川　清忠
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２４８号
大阪市北区池田町１番１―1308号、前住所大阪市北区東天満２丁目１番23―201号
破産者　藤原　達司
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２９３号
大阪府守口市南寺方東通３丁目９番27―107号
破産者　久保成實こと　張　　成實（ＣＨＡＮＧ　ＳＵＮＧＳＩＬ）
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４８１号
兵庫県西宮市産所町１番１―401号
破産者　エムワイ企画こと市原商店こと　市原　正雄
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４８８号
大阪府枚方市須山町60番１号
破産者　竹達　敏雄
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４９７号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目６番20号　セワール吉田701号、前住所大阪府四條畷市田原台３丁目12番22号
破産者　野田　俊男
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部